2　前項各号の申請書には、廃棄体を埋設する場合にあつては次に掲げる書類、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては第一号、第四号及び第七号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　［略］

二　放射性廃棄物を封入し、又は固型化する容器に関する説明書

三　［略］

四　放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放射能濃度を測定した方法その他放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能濃度を決定した方法に関する説明書

五　次条第二項第六号の規定に係る廃棄体の強度を測定した方法その他これらの強度を決定した方法に関する説明書

六　次条第二項第七号の技術上の基準に適合していることを説明する書類

七　廃棄体を埋設する場合にあつては次条第二項第九号、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては同条第三項第四号の技術上の基準に適合していることを説明する書類

3　第一項の申請書又は前項各号に掲げる書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（放射性廃棄物等の技術上の基準）

第八条　法第五十一条の六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　中深度処分を行う場合

［イ・ロ　略］

ハ　当該廃棄体が次項各号に掲げる技術上の基準に適合するものであること。

二　ピット処分又はトレンチ処分を行う場合

イ　埋設しようとする放射性廃棄物が原子力施設（製錬施設、加工施設（その燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む燃料体の加工を専ら行うものを除く。）及び使用施設等（核燃料物質（ウラン及びその化合物に限る。）又は当該核燃料物質によつて汚染された物を専ら取り扱うものに限る。）を除く。）を設置した工場又は事業所において生じたもの（放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三十三条の二の規定により核燃料物質等とみなされた放射性同位元素又は放射性汚染物を含む。）であること。

ロ　埋設しようとする放射性廃棄物が次のいずれかに該当するものであること。

(1)　埋設しようとする放射性廃棄物が廃棄体であつて、次項各号に掲げる技術上の基準に適合するものであること。

(2)　埋設しようとする放射性廃棄物がコンクリート等廃棄物であつて、第三項各号に掲げる技術上の基準に適合するものであること。

［号の細分を削る。］

［号を削る。］

2　前項各号の申請書には、廃棄体を埋設する場合にあつては次に掲げる書類、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては第一号及び第四号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　［同上］

二　放射性廃棄物を封入し、又は固型化する容器の強度及び密封性に関する説明書

三　［同上］

四　放射性廃棄物の放射能濃度を測定した方法その他放射性廃棄物の放射能濃度を決定した方法に関する説明書

五　次条第二項第五号の規定に係る廃棄体の強度を測定した方法その他これらの強度を決定した方法及びその結果に関する説明書

［号を加える。］

［号を加える。］

［項を加える。］

3　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準）

第八条　法第五十一条の六第二項に規定する技術上の基準（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　当該廃棄体が次項に定めるとおりであること。

二　ピット処分を行う場合

イ　埋設しようとする放射性廃棄物が試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じたものであること。

ロ　埋設しようとする放射性廃棄物が廃棄体又はコンクリート等廃棄物であること。

［加える。］

［加える。］

三　ハ　当該廃棄体又はコンクリート等廃棄物が次項又は第三項に定めるとおりであること。

トレンチ処分を行う場合

イ　埋設しようとする放射性廃棄物が試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じたものであること。

ロ　埋設しようとする放射性廃棄物がコンクリート等廃棄物であること。

ハ　当該コンクリート等廃棄物が第三項に定めるとおりであること。